

※ 本公募は、令和6年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容の変更がありうることに御留意ください。

令和6年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）
（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち**普及啓発等推進事業**
公募要領

第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の確保や荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携とは、障害者等の農林水産分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組です。

農福連携の取組を積極的に行うことにより、障害者等の雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持に繋がるものとなります。

このため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業）（以下「本事業」という。）では、農福連携の全国展開を推進するため、①農福連携等応援コンソーシアムやノウフク・アワード2024の開催等の「各界と連携した農福連携の普及啓発」、②企業・消費者等を対象とした「農福連携の新たな価値の普及啓発」、③最新技術等を活用してマッチングの効率化等を支援する機器を導入し、農福連携の新たな取組として広く普及啓発を図る「農福連携の発展・継続に向けた新たな取組の横展開」といった全国単位での推進拡大に向けた普及啓発に関する取組を支援します。

農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。（以下「交付等要綱」という。））並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（案）（以下「実施要領案」という。）及び実施要領案別記5を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和6年2月9日（金）から令和6年2月28日（水）まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行うメニュー名、事業実施主体、事業期間は次のとおりであり、事業内容、交付率、上限額及び公募予定数は別表1から3に定めるとおりです。

1 メニュー名

各界と連携した農福連携の普及啓発（別表1）

農福連携の新たな価値の普及啓発（別表2）

農福連携の発展・継続に向けた新たな取組の横展開（別表3）

2 事業実施主体

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業

3 事業期間

振興交付金の交付決定の日から令和7年3月31日まで

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や成果目標、主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。なお、成果目標の設定に当たっての指標及び振興交付金の対象となる経費については、別表4及び別表5を参考としてください。

(2) 提案書に添付する資料

I 原則

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

- ア 提案者の設立趣意書、定款、規約等
- イ 提案者の活動内容の概要が確認できる資料
- ウ 提案者の過去3年間の事業報告（設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の事業実績が分かる資料）
- エ 提案者の財務状況が確認できる資料（直近3ヵ年の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等。設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の事業実績が分かる資料）
- オ 役員・職員名簿及び組織図
- カ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
- キ 事業費の決定に係る根拠資料（積算資料）

II 事業実施主体が地域協議会の場合

上記の資料に加えて、以下の資料を全て添付してください。

- ア 実施要領案別記5の第1の1の要件を満たす地域協議会の設立を確認できる資料（提案書の提出時点で地域協議会が設立されていない場合には、地域協議会を設立するための規約等の案を添付してください。ただしその場合、交付等要綱第5に定める農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第6に定める事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を国に提出する時までに地域協議会を設立する必要があることに留意してください。）
- イ 提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
- ウ 地域協議会に参加する者の活動内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判13ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の4～11を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容

を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時まで（郵送の場合は同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、メニューごとに、提案者1者につき1点に限ります。

ウ 提案書類の提出部数は1部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。ただし、交付候補者の開示意向を確認できた場合は、関係する都道府県及び府省庁へ提案書類等を開示する場合があります。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会は開催しませんので、ご不明の点につきましては、本要領の第8の問合せ先にお尋ねください。

第5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審

査委員会」という。)を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に予算の範囲内において振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、別紙1から3に掲げる内容に基づき行います。

3 選定結果の通知等

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、その当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付することがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

第6 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

（2）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

（3）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

農村振興局長は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第 10 に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

事業承認者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日又は事業完了の日から起算して 1 月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第 21 に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。
- (2) その後、農林水産大臣は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第 7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、報告書については、示された提出期限を遵守してください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行してください。
- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施してください。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付

金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めてください。

(3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、農村振興局長に報告してください。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、農林水産大臣は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあります。

また、農林水産大臣は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあります。

4 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後 5 年間に於いて、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両方で協議・調整を行ってください。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

6 事業成果等の評価に係る協力

農林水産省は、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、必要に応じて、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して評価を行います。その際、

評価に必要となる事業成果の波及効果等に関するヒアリング等について、交付候補者に対して協力をお願いすることがあります。

7 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（2）利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

8 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

9 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反し

て振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課農福連携推進室

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL：03－3502－8111（内線 5448）

別表 1（第 2 関係）

メニュー名	内 容	交付率、 上限額及び 公募予定数
各界と連携した農福連携の普及啓発	農福連携等応援コンソーシアム（令和 2 年 3 月設立）の運営を通じ、農業法人や社会福祉法人等の農福連携を実践する主体、経済団体や企業、消費者等の各界の関係者をつなぎ、農福連携の普及啓発を行うため、以下の事業を行う。 (1) 農福連携等応援コンソーシアムの運営支援 農福連携等応援コンソーシアムの運営に係る以下の取組について、農林水産省と協議を行った上で、実施すること。 ア 年 1 回以上、総会を開催運営すること。 イ 厚生労働省、文部科学省及び法務省等の関係省庁と十分連携した上で、企業や業界団体に農福連携の普及啓発活動を実施すること。 その際、具体的な目標を設定した上で実施することとし、普及啓発を行う企業や業界団体に対して、コンソーシアムへの参画を働き掛けるよう留意すること。 (2) 農福連携の優れた取組を表彰する「ノウフク・アワード2024」の実施 ア 表彰者の募集方法等 「ノウフク・アワード2023」に準ずるが、応募者の募集の方法を提案するほか、可能な限り新たな視点を盛り込んだ提案とすること。なお、実際の募集方法は農林水産省と協議を行いながら決定する。 イ 審査方法 表彰者の審査に当たっては、地域の農林水産業への貢献、障害者等の社会参画の実現、取組の独自性や継続性など、多様な農福連携を評価できる審査基準を設定した上で実施する。また、コンソーシアムの下に、有識者からなる審査委員会を設置し、適正かつ効率的に十分な審査ができる仕組みを構築した上で審査を行う。 ウ 表彰式の開催等による情報発信 表彰式を行うとともに、コンソーシアム会員（参加団体）を通じて、その傘下団体、企業等に周知し、また、農林水産省との協議を経た形式により入選団体の取組事例集を作成するほか、webサイト、各種メディア等を活用して、広く情報発信すること。	交付率は、定額とする。 3,500 万円を上限額として、1 事業実施主体を公募する。

	表彰式の開催と併せて、例えば、シンポジウム、コンソーシアム会員と農福連携を実践する団体とのマッチングの場を設ける等、効果的に農福連携の普及啓発が図れるよう工夫を凝らすこと。 エ 各種PR ポスター、パンフレット、動画等を作成、配布、公開し、アワードのPRのみならず、農福連携全体の普及啓発を行うこと。 (3) コンソーシアム会員と農福連携実践者が連携した課題解決プロジェクトの実施 ア プロジェクトの目的 本プロジェクトは、コンソーシアム会員である企業と農業法人、社会福祉法人等の農福連携を実践する団体と連携しながら、農福連携で作られた商品の販路拡大等の農福連携の課題の解決を図ることを目的としている。 イ 運営、企画 プロジェクトの参加者や課題の設定方法等、プロジェクトの具体的な企画運営方法について提案してください。なお、農林水産省と十分協議した上で、プロジェクトを運営すること。 ウ 課題設定の留意点 プロジェクトは、地域農業の発展に寄与する取組となるよう、課題設定には留意するとともに、企業への理解促進等の新たな視点を盛り込むこと。なお実施内容の詳細は農林水産省と協議した上で活動を実施すること。 エ 企業の参画 プロジェクトには、コンソーシアム会員企業が必ず参画するものとする。企業の人材やノウハウの活用等を通じ、農福連携の課題解決に積極的に関わることができる企業が参加するように実施すること。 オ 障害者等の参画 農福連携に取り組む農業法人の経営者や障害者就労施設の管理者、支援員以外に、障害者本人が積極的にプロジェクトに関わることができるように配慮すること。 (4) 情報発信 ア (2) のアワードのPR（グランプリ受賞団体の取組を紹介するフリーライター等によるルポルタージュ）、(3) のプロジェクトの進	
--	---	--

	捗状況、成果品等については、webサイト、各種メディア等を活用するとともに、シンポジウムの開催等を通じて広く情報発信を行うこと。その際、農福連携のPRにつながるインフルエンサーとの連携方策について具体的に提案すること。 イ アのほか、農福連携に関する情報（農福連携関係省庁の情報、各都道府県の取組（動画、イベントなどを含む）、他の補助事業での成果等）を把握し発信すること。	
--	--	--

別表 2（第 3 の 1 関係）

メニュー名	内 容	交付率、上限額及び公募予定数
農福連携の新たな価値の普及啓発	企業や消費者等のこれまで農福連携に関心の希薄であった層への農福連携の新たな価値の普及啓発として以下の事業を行う。 (1) 企業・消費者を巻き込んだ農福連携の新たな価値の普及啓発 ア 実施内容 農福連携の新たな価値の普及啓発に向けて、例えば、企業や消費者等のこれまで農福連携に関心の希薄であった層への訴求を目的に、企業の C S V や労務管理の担当者が農福連携の意義について学べる勉強会、SDGs と農福連携との関わりやエシカル消費としての農福連携の意義について農福連携の現場等で学べる体験会やワークショップ、農福連携に関する記念日を制定し、農福連携を広く P R するイベントなど、4 種類以上の取組を農林水産省と協議を行った上で、実施すること。 イ 募集方法・成果の普及方法 取組の募集対象について明記すること。また、参加人数を限定して行う場合は、参加者の募集方法についても明記すること。イベント等の実施に当たり、例えば、web サイト、各種メディア等の広告媒体を利用するといった事前の宣伝方法や各種メディアを活用した事後の成果の普及方法、それらのねらいについても明記すること。成果の普及においては、今後、農福連携の新たな価値の普及啓発に当たって、企業や消費者と農福連携の関係づくりをどのように行っていけばよいかを整理し、広く普及できるよう留意すること。 ウ 効果測定 アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記すること。 (2) 農福連携の普及啓発を加速させることを目的としたセミナー等の実施 ア 実施内容 農福連携の普及啓発を加速させるために、農福連携に取り組んでいない者向けのセミナー、活用できる支援策の内容周知を図るセミナー、農福連携技術支援者の活動促進に資する取組	交付率は、定額とする。 3,500 万円を上 限 額 として、1 事業実施主体を公募する。

	をそれぞれ最低1回以上実施すること。 農福連携に取り組んでいない者向けのセミナーについては、これまでに各種調査、文献等で得られた農福連携の成果や、農福連携を実践している取組主体からの事例発表等とすること。 活用できる支援策の内容周知については、農山漁村振興交付金の活用事例の発表等とする。 農福連携技術支援者の活動促進に資する取組については、支援事例の発表、課題の共有等とする。 詳細については、農林水産省と協議すること。 イ 開催方法 オンラインでの開催。現地開催と併用も可とする。 ウ 募集方法 多くの参加が得られるよう、参加者（特に農福連携に取り組んでいない者）の募集方法について具体的に提案すること。 エ 効果測定 アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記すること。 効果測定においては、農福連携に取り組んでいない者向けのセミナーでは、例えば、「参加によって農福連携に対する関心が高まりましたか。」という農福連携への意向に関する項目は必ず設定すること。 カ その他留意事項 開催時間は2時間程度、参加人数は可能な限り制限を設けずに〇人以上と提案すること。 また、アンケート等により、事前に知りたいことを確認して、効果的なセミナー等となるように工夫すること。終了後はアーカイブ配信による情報発信や参加者からの相談に対応できる体制を整備すること。	
--	---	--

別表 3

メニュー名	内 容	交付率、上限額及び 公募予定数
農福連携の発展・継続に向けた新たな取組の横展開	農福連携の発展・継続に向けた新たな取組の横展開として以下の事業を行う。 ア 実施内容 農福連携の現場の課題を解決する最新技術や効果的な技術等を活用することにより、農福連携の発展、継続に必要となる、農福連携の取組がもたらす効果の可視化や障害者の安全管理等のモデル的な取組を実施し、最新技術等の導入による効果を取りまとめること。 また、本事業の取りまとめ結果を農福連携に取り組む者が活用できるよう事例集等を作成し広く周知してください。成果物を作成する際は、生産する作物ごとに活用事例をまとめること。 イ 取組方法 全国各地の農福連携に取り組む農業経営体や福祉事業者、中間支援組織、農業協同組合等（以下、「農業経営体等」という。）と連携して最低3つ以上のモデル的な取組を実施すること。取組方法、取組数についても提案していただき、提案された内容をもとに農林水産省と協議して実施すること。 ウ 事例の横展開 本事業で実施した内容を広く農業経営体等に横展開できるような取組を併せて提案してください。その際、実施方法や実施時期についても明記すること。 エ 効果測定 アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記すること。	交付率は、定額とする。 3,000万円を上限額として、1事業実施主体を公募する。

別表 4

メニュー名	目標	指標（単位）
1. 各界と連携した農福連携の普及啓発	取組の参加者数、満足度、取組による効果	別表 1（1）の取組 農福連携等応援コンソーシアムの会員数（団体） 別表 1（2）の取組 ノウフク・アワードに関連した新聞等の記事の掲載数（件） 別表 1（3）の取組 販路拡大に係る取組によって、農福連携の商品に対する関心が高まった者の割合（％） 別表 1（4）の取組 情報発信を行う際の閲覧数（回）
2. 農福連携の新たな価値の普及啓発	取組の参加者数、満足度、取組による効果	別表 2（1）の取組 取組参加者のうち農福連携に対する関心が高まった者の割合（％） 別表 2（2）の取組 セミナーを通じて農福連携に対する関心が高まった者の割合（％）
3. 農福連携の発展・継続に向けた新たな取組の横展開	取組の参加者数、満足度、取組による効果	取り組む地域の障害者が農作業に携わる年間作業時間（時間） 取り組む地域の障害者の農作業への参加者数（人） 事例の横展開を行った際に、導入を検討した者の割合（％）

別表 5（第 3 の 1 関係）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型））の対象経費

普及啓発等推進事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度毎の事業費の 5 割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の 4 の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料（リース方式により移動式トイレを導入する場合は、実施要領案別記 5 の第 5 の 4 による。）
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が 3 年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が 3 年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

別紙 1

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業）
「各界と連携した農福連携の普及啓発」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	農福連携等応援コンソーシアム運営支援の企画内容の創意工夫と妥当性等 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点
2		コンソーシアム会員と農福連携実践者が連携した課題解決プロジェクトの実施と妥当性等 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・「4 事業実施内容」において、プロジェクト参加者や課題の設定方法等、具体的な企画運営方法について提示しているか。 ・「4 事業実施内容」において、農福連携の販路拡大等の農福連携の課題解決につながるものとなっているか。
3		農福連携の情報発信と妥当性等 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・「4 事業実施内容」又は「6 創意工夫」において、発信の内容は、農福連携の普及啓発に資するものとなっているか。 ・「4 事業実施内容」又は「6 創意工夫」発信方法は具体的かつ効果的なものとなっているか。
小計		20点			
小計			50点		

区分	番号	評価項目	配点	評価
		交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙 2

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業）
「農福連携の新たな価値の普及啓発」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	企業・消費者等を巻き込んだ農福連携の普及啓発に係る創意工夫と妥当性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点
2		農福連携普及啓発セミナーの実施と妥当性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・「4 事業実施内容」又は「6 創意工夫」において、提案しているセミナーが、農福連携の普及啓発を図るもの及び事業者が農福連携に取り組む上で有益な内容となっているか。 ・「4 事業実施内容」又は「6 創意工夫」において、提案している取組が農福連携技術支援者同士の交流が図られ、活動していく上で有益な内容となっているか。
小計		20点			
小計		50点			

区分	番号	評価項目	配点	評価
		交付決定の取消の原因となる行為の有無	△10点	過去3年間に交付決定取消の原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙 3

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業）
「農福連携の発展・継続に向けた新たな取組の横展開」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	新たな技術等を活用した取組の実施と妥当性 【15点】	15点	A: 15点 B: 12点 C: 9点 D: 3点 E: 0点
2		取組の横展開の実施と妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・「4 事業実施内容」又は「6 創意工夫」において本事業で実施した取組の横展開について、多数の者が情報を受け取れるような工夫がされているか。
小計		20点			
小計			50点		

区分	番号	評価項目	配点	評価
		交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。